

名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第16号

名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条観光文化交流局の項第 2 号中「、国際交流」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部改正）
- 2 名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市防災危機管理局指定管理者選定委員会	市長	防災危機管理局
-----------------------	----	---------

」

を

「

名古屋市防災危機管理局指定管理者選定委員会	市長	防災危機管理局
名古屋市総務局指定管理者選定委員会	市長	総務局

」

に改める。